

鳥取県告示第222号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第9条第2項の規定に基づき、漁業法（昭和24年法律第267号）第66条第1項の規定による小型機船底びき網漁業の許可の申請期間を平成23年4月12日から同月18日までと定めたので、同規則第9条第3項の規定により告示する。

平成23年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治